

「(仮称)武庫川委員会」 準備会議ニュース

平成 15 年 6 月発行

No.3

武庫川ホームページアドレス

<http://web.pref.hyogo.jp/hanshinkita/kendoseibi/takarazuka/mukogawa>

平成 15 年 5 月 13 日(火) 第 3 回「(仮称)武庫川委員会」準備会議が開催されました。



【第 3 回準備会議の様様 アピアホールにて】

ニュース内容

第 3 回「(仮称)武庫川委員会」準備会議 議事概要	1
■ 準備会議運営要領の詳細事項について.....	1
■ 第 2 回準備会議の議事確認及び委員からの意見について.....	2
■ その他.....	3
■ 次回の準備会議について.....	3
■ 傍聴者からの意見.....	4
配布資料一覧.....	4

第3回「(仮称)武庫川委員会」準備会議 議事概要

■ 準備会議運営要領の詳細事項について

◆ 議事録・議事骨子及び会議資料の公表

- 『運営要領 第4』に遡って『会議資料・議事骨子・議事録は原則として公表することとする。』から『原則として』を削除する。
- それ以外の詳細事項は了承された。
- (4) 『配布部数各50部』を『県機関10部、市機関50部』に訂正する旨、事務局から説明をした。

(審議における意見の概要)

- ・ 「原則として公表する」とあるが、「原則として」は外す。公表しないのは、プライバシーに関すること、個人の名誉を傷つけるようなことというようなことを明記する。「原則として」という言葉がひとり歩きし、公表しなくてもよいとなる。
- ・ 一般的に「原則」とつけると、例外が原則化することがある。例外については、運営要領で、合意を得た場合というかなり限定して例外を加えているので、ただし書きがある以上、「原則として」という言葉は要らない。
- ・ 「ただし」というのがあって、その前に「原則として」とあると、文字どおりに解釈すると、ただし書き以外の理由で原則にのっとらないことがあるということになってしまわないか。
- ・ 「原則」を外した方がいい。

◆ 会議の傍聴

- 『運営要領 第5』に遡って『会議は原則として傍聴できることとする。』から『原則として』を削除する。
- それ以外の詳細事項は了承された。ただし、詳細事項としては記載しないが、傍聴人の定員は会場に余裕がある場合50人以上でも傍聴できるように配慮する。

(審議における意見の概要)

- ・ 「原則として傍聴できる」のあとに「ただし・・・」があり、ただし書きによらずに傍聴不可にできるとも解釈される。一般県民としては、どんな理由で傍聴できないようになるのかわからないということもあり得る。
- ・ 会場が決まった時点で、どれぐらい人数が入れるのかわかるので、多い場合は先着順となるかもしれないが、できるだけ多く入ってもらえばいい。
- ・ 前回の準備会議の中で、先着順の50名というのは決まったことだ。繰り返しばかりだったら、全然前に進まない。
- ・ 会場の都合で、傍聴枠があるので、それ以上に傍聴者が来た場合の為に、「原則として傍聴」ということが必要だ。
- ・ (議長)少なくとも50名の方には入っていただく。できれば、それ以上の方が入っていただける場を設定するという事で、目安として50名とした。要領にも、会場の容量的に受け入れ可能な場合はと書いてあり、50人で切ろうということではない。
- ・ 疑心暗鬼の議論をしても仕方がない。細かい文言で時間を費やしたくない、文言はこのままにし、準備会議での合意として、なるべく50人以上の傍聴席を用意し、それ以上の傍聴希望があったときには先着順で調整せざるを得ない。
- ・ 会場等の設定があるので、原則として傍聴できるということだが、ただし書きがあるので、この「原則として」も外したい。

◆ 意見の受付

- 『運営要領 第6』に遡って『原則として、傍聴者の意見を受け付けることとする。』から『原則として』を削除する。

(審議における意見の概要)

- ・ 文言について問題は感じないが、議事の最後に傍聴者の意見を聞いて、その会の審議内容に関して意見が言われた場合、「決めてしまいました」ということになる。意見を言ったけれども、ナシのつぶてということになってしまう。
- ・ 傍聴者の意見も重要だが、委員は委員らしく、発言権を持って討議をし、皆さんに最終的に聞くべき。傍聴者の意見を委員が再度協議するというのはおかしい。
- ・ 県民の意見も聞きたいから、議決するのを待ってくれということになって、議事が混乱するのではないか。まだ意見が出尽くしていないからということで、議決をとれないということがしばしば起こると、逆効果になるのではないか。議決する前に傍聴者の意見を聴く方法を考えたい。
- ・ 今までの会議の進め方を反省すると、議事進行に重点を置き、検討が不十分であった。十分に審議をすることが大事であるし、途中で、傍聴者からの意見が必要と認められたときは、議長の判断で、時間を限って、傍聴者の意見を得てもよい。
- ・ 「原則」は消した方がいい。
- ・ 傍聴者の発言の時間を、10分とか限って、原則としてではなく必ず傍聴者からの意見を受け付けるべき。委員だけではなく傍聴席も参加するのが本当の県民の参画と協働という意味で、傍聴者の発言時間は、条文として設けたい。
- ・ 議事骨子作成の時間を傍聴者の意見を聞く時間に当て、実態は必ず発言をいただいているから、原則としては取り外す。
- ・ 提案について意見を出し合い、議決するという手順を踏めば、杓子定規にこういう場面では必ず傍聴者の意見を聴くというような取り決めはしなくていい。
- ・ 発言できるということは、既に時間をとっているということの意味している。時間、リミットを決めない方が緩やかな捉え方である。

- また、詳細事項としては記載しないが、傍聴者の意見は受け付けが可能な限り受け付け、その意見も各委員が参考とする。

(審議における意見の概要)

- ・ 傍聴者からの意見をどのようにこの会議に反映するのが大事であって、レスポンスなしということはおかしい。
- ・ 私たち委員は、知事から委嘱され、この会議にて決定をしていこうとしている。会議で傍聴の方がどう感じられたか発言をいただいて、参考とし、大事なことを決める場合は、そういう意見も聞いた上で、委員が決定をすることが必要だ。
- ・ 準備会議は傍聴者からいただいた意見についてどう答えるかを議論しているのではなく、ある議題について議論している。いただいた意見について準備会議として対応することは事実上不可能。いただいた意見について、各委員が判断の上、関連する議題について、各委員がそれを反映させて成案にまとめたい。準備会議は、県の立場で議論しているわけではなく、武庫川委員会を設置するに当たって、構成、分野、どういう話題が想定されるだろうということを考えながら設置することである。
- ・ 傍聴席から意見があれば、準備会議の委員は、皆それを真剣に受けとめ、それを次回の自分たちの議論として、どういうふうに対応すべきかということ、当たり前のことである。
- ・ 準備会議としては、傍聴者の意見をきっちり受け付ける。決して無視をすることではない。会議そのものは、諮問されたことについての成案を得ることなので、傍聴者の意見は、各委員がそれぞれ理解して、この会議で反映する。
- ・ 文字化されたことをネガティブな方に使おうとはだれも思ってない。この一言一句について議論したら、議事を十分にすることとは別に、大変な作業になるので、ポジティブな対応をする。

■ 第 2 回準備会議の議事確認及び委員からの意見について

◆ 第 2 回「(仮称)武庫川委員会」準備会議の議事骨子

- 『「(仮称)武庫川委員会」の組織構成、選定方法』について再度確認した。

(審議における意見の概要)

- ・ 「武庫川委員会においては、基本方針と整備計画を審議し、審議を本質的に活発化する、各委員の意見交換が十分できるということから、20名程度にする。整備計画の審議に当たり、地域の事情や具体的な方策についての審議の必要が生じた場合、整備計画の審議は、拡大する可能性についても考える。準備会議の委員は、原則として、武庫川委員会に参加いただく。全体で20名、内3名公募ということで、6名程度の方を、準備会議の委員の方に推薦をいただく」と、前回了解いただいている。
- ・ 公募委員3名は、上流、中流、下流で、各1名という発言があったかと思うがどのあたりを指して考えるのか、明確でない。
- ・ (議長)地域住民から公募する3名の方は、私の記憶では、流域で分けるイメージではない。上中下流という地域的なところから参加をいただく方は必要だが、そのような意味で、地域を代表される方は、公募ではなく、推薦委員で考える。
- ・ 地域住民を3名公募、考えられる分野の委員を6名程度とすると、いかにも6名は専門分野に限るという感じになる。
- ・ (議長)推薦委員(6名)には、地域住民という意味も含まれる。6名について、専門というよりは、分野ということでもう一度議論する。

(本審議中における議題以外の意見の概要)

- ・ 前回、重要な案件については3分の2の賛成で議決するようにしてほしいという発言が積み残したままになっている。
- ・ (議長)これは、武庫川委員会の運営をどうするかということで、武庫川委員会の運営は議題として上げていかなければならないことで、そのときに議論いただいたと思う。
- ・ 淀川準備会議は、議決は過半数、規約を改正するときは3分の2以上となっており、過半数と3分の2を少し取り違えて発言していたところがある。しかし、議決するとき、何でも過半数とすると、少数意見がすべて切り捨てられる。
- ・ (議長)会議に当たっては、議題について議論をいただき、互いの意見を理解し、全会一致で決められることが最も好ましい。そのための十分な議論が必要と思うが、議論が出尽くしたところで、まとまらないことは、最終的に多数決で決めないといけない。

◆ 「(仮称)武庫川委員会」委員公募について

- 『「(仮称)武庫川委員会」委員公募要領(案)第1条(趣旨)』において『河川整備基本方針策定の段階から』を『河川整備基本方針及び河川整備計画策定について』に変更する。

(審議における意見の概要)

- ・ 資料3の委員公募要領(案)で、第1条、「武庫川水系河川整備基本方針策定の段階から」とあるが、前回では、拡大して、河川整備基本方針及び河川整備計画も含めてとなったので、表現を変えるべきではないか。
- ・ 基本方針だけではなく、整備計画も含まれているので、それを明確に入れておくべきだ。
- ・ はっきり「及び河川整備計画の策定」も入れた方が、応募される方にとってもわかりやすい。
- ・ 基本方針と整備計画はワンセットであるべきなので、入れておいた方がいい。

■ その他

- 「(仮称)武庫川委員会」のあり方、位置づけについて各委員から次回以降に意見を頂く。

(審議における意見の概要)

- ・ 公募要領の「責任ある立場で議論できる合意形成の場である」という意味がわかりにくい。合意形成の場を、武庫川委員会の中での合意形成だと捉えられれば問題ないが、自分が政策の決定権を持っているという誤解を生じる場合がある。最後の政策決定の権限を持っているのは政治である。
- ・ 法律的にも県が最終的な責任者であるが、委員会の提言を受けるとか意見をもらうという形式だけに陥ったら意味がない。武庫川委員会が全部策定でき、武庫川委員会で合意形成されたものがそのまま基本方針になるというわけではない。そこら辺についての微妙なことを表現できるような形で趣旨にせざるを得ない。
- ・ 武庫川委員会は何ができるのか、根本的にそこら辺が明確にならないと、公募やどういう委員が専門家でもいいのか、全部そこにフィードバックする部分が出てきてしまう。
- ・ 実際何のためにこの委員会があるのかということについて、河川計画課が現在の時点でどのように考えているのか尋ねたい。
- ・ (河川管理者)河川法上河川管理者の責務として基本方針を策定していく義務がある。河川管理者として納得しがたい非常に極端な結論をいただいた場合には異論を申し上げることはあるが、武庫川委員会で多方面の方々の意見を伺い、基本方針の中身を議論していただいた内容は最大限に尊重し基本方針に反映させていきたい。委員会からいただいた内容を我々なりに案をつくり、もう一度武庫川委員会にフィードバックしていきたい。
- ・ この準備会議で、武庫川委員会の立場がどういう立場かについてももう少し議論する必要がある。武庫川委員会が、河川審議会と意見を交換した結果、武庫川委員会が結論に達した場合に、河川審議会はどう対応するのか。河川審議会は、自分の意見で決定できるのか。準備会議の段階から、はっきりとした方向性を持たせることが大事ではないか。
- ・ (河川管理者)法律上定められた河川審議会での審議を経て、基本方針を策定することになっており、必要に応じ河川審議会として意見聴取をしていただく。我々が河川審議会の事務局もやっており、逐一河川審議会に報告する必要がある。その上で、河川審議会として、武庫川委員会の提言がどの程度反映されているかということも含めて勘案いただく。
- ・ 河川整備基本方針を、住民参画と協働という考えからつくるのであれば、武庫川委員会について、河川計画課当局のビジョンがもうちょっと鮮明に打ち出されてもよいと思う。何でも準備会議や委員会が決めるだけでなく、県当局も河川管理者としての立場から物を言っていたきたい。
- ・ (河川管理者)「準備会議や委員会で議論していただく」というのは、住民の方々の参画と協働をいかにして具体化していくかというあらわれであり、大きなビジョンである。こういった議論の段階で、河川管理者としては少し控え、どんどん議論をしていただきたいという意味で、この場をつくっている。それで、本当の武庫川委員会がつくられていくと思っている。
- ・ 武庫川委員会は策定委員会あるいは起草委員会というような位置づけにしてほしい。20名程度と絞った人数で厳選した形でやるのであれば、協働で原案をつくる、つくったものを河川審議会に審議してもらうというイメージでいる。武庫川委員会と行政が協働で原案を策定するというような位置づけはどうだろうか。
- ・ 県の立場といっても、課長レベルではなく、最終的には知事、そこまでいかないまでも、局長なり部長が出て、どう思っているのか答えて欲しい。

■ 次回の準備会議について

- 第3回の準備会議の議事において決定されていない事項について、引き続き第4回の準備会議で議事を行う。
- 会議資料は極力、準備会議の3~4日前までに各委員に送付する。
- 次回委員会は6月7日(土)午後に行う。

(審議における意見の概要)

- ・ 武庫川委員会の位置づけ、あるいは権限については、きょうの議論を踏まえて、次回以降の議題としても考えさせていただきたい。実質的に武庫川委員会の設立に関することについては議事が進んでおらず、次回は、基本的に今回の議事を行う。
- ・ 毎回資料をその日に配られるが、少なくとも1週間ぐらい前に資料を各委員に配ってほしい。議事録も早く欲しい。
- ・ 少なくとも3日か4日前ぐらいに資料は送っていただいて、予習できる余裕がないと、資料を把握するのに精力を使う。公開せずに自分の参考にしてよく読めというような制限を加えられても、むしろ委員会はスムーズにいくと思う。
- ・ 資料や議事録は、基本的には間に合うようにしないとイケないし、逆に間に合わせるような形で、会議の設定をしていかないとイケない。

■ 傍聴者からの意見

傍聴者の多数の方々から意見を頂いた。

- ・ 決定するのは委員で、当然のことだが、ガス抜きや聞き置くだけではなく、意見を反映するというでこそ、期待される武庫川委員会ではないか。民主主義的運営とディスカッションのあり方という見本になっていただきたい。
- ・ 環境問題も重要な問題で、そういう関係部局も出席をし論議をすることが大事ではないか。
- ・ 傍聴者も一緒に勉強したい。必ずしも1カ月に1回開催しなくてもいい。傍聴者にも資料が前もって手元に届いて、勉強ができることになったらいいのではないか。
- ・ 議事録が間に合わないような日程は必要ない。8月に委員会立ち上げという県の希望に委員が縛られる理由はない。準備会議を長引かせる必要もないけれども、十分議論していただきたい。
- ・ 委員会の方で、河川法上の制約で自分たちの自由な議論を縛るような委縮した議論でなく、委員会が武庫川のあるべき姿はどういうものが、だれにも文句を言わせないような内容をつくっていくという意気込みでやっていただきたい。
- ・ 資料5の1ページ目に、写しの交付が宝塚土木と河川計画課となっているが、県民情報センターでもいいのではないか。
- ・ 先週のひどい雨で、大阪府下では浸水したところがあるようだが、武庫川の状況を報告して欲しい。
- ・ 別途の学習会を官民、委員さん方共同で開いて欲しい。
- ・ 河川審議会でこの武庫川委員会のことをどう報告され、委員はどう反応されたか教えて欲しい。
- ・ 住民からの意見は、議論が終わった後となってしまうが、一番大事なのは、住民の意見の反映だと思う。再度取り上げないということではなく、何度でも繰り返し、よりよい意見が出てくるなら、それを議題に上げて、十分に審議をしていただきたい。
- ・ 河川審議会は従来からあった組織で、ある意味ではほとんど行政側の提案を鵜呑みにする組織であるが、住民の意見を反映させる新しいシステムで設けられたこの武庫川委員会が力を発揮し、立派な結論を出されるよう、頑張ってください。
- ・ 前の課長のとき、県は、横割りでいろんな課とも話し合っていると言われてたけれども、せっかくだから（関係部局も）こういう場に来てほしい。部長、局長、知事が、こういう大事などころへいらっしやらないのは…（残念）と感じる。
- ・ 3分の2の多数意見のことについては、「次の会議で」といって通り越して、避けないでほしい。

委員会での発言詳細については、傍聴席の発言も含め、議事録に記載されており、閲覧が可能です。

配布資料一覧

議事次第

委員名簿、行政出席者名簿

座席表

資料1 - 1	第2回準備会議 議事骨子
資料1 - 2	委員からの意見概要一覧
資料1 - 3	委員からの意見
資料1 - 3（追加）	委員からの意見
資料2	「(仮称)武庫川委員会」の組織構成と選定方法について
資料3	公募委員の公募方法
資料4	「(仮称)武庫川委員会」の公開について（案）
資料5	運営要領の詳細事項（案）
資料5（追加）	運営要領
資料6 - 1	第4回準備会議 議事（案）
資料6 - 2	「(仮称)武庫川委員会」準備会議のスケジュール（案）
資料7	第2回準備会議以降に事務局に寄せられた意見
資料7（追加）	第2回準備会議以降に事務局に寄せられた意見
資料8	附属機関等の委員の公募に関する指針

次回（第4回）準備会議開催のお知らせ

第4回準備会議は下記のとおり開催いたします。

日時：2003年6月7日（土）

14:30～17:00

（14:00開場）

場所：宝塚市立西公民館

（0797-77-1200）

傍聴可能

（当日先着50名程度を予定）



駐車場には限りがございますので、公共機関をご利用ください。
（阪急今津線 小林駅 徒歩3分）

◆ 配付資料・議事骨子・議事録の閲覧ができます

開催された準備会議の、配付資料・議事骨子・議事録については、下記の方法で閲覧できます。
くわしくは、事務局までお問い合わせください。

関係行政機関での閲覧

県関係機関：県庁（河川計画課）、神戸県民局（神戸土木、有野事業所）、阪神南県民局（尼崎土木、尼崎港管理室、西宮土木）、阪神北県民局（宝塚土木、伊丹土木、三田土木）、丹波県民局（篠山土木、柏原土木）

市役所：神戸市、尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市、三田市、篠山市

ホームページでの閲覧

<http://web.pref.hyogo.jp/hanshinkita/kendoseibi/takarazuka/mukogawa>

◆ 準備会議まで、郵送、FAX、電子メールでご意見をお寄せ下さい

お問い合わせ先

【編集・発行】	「(仮称)武庫川委員会」準備会議
【連絡先】	「(仮称)武庫川委員会」準備会議 事務局
	兵庫県県土整備部河川計画課
	担当：多々良、八木下
	〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1
	TEL：078-362-9265（直通）
	FAX：078-362-3942
	E-mail：kasenkeikakuka@pref.hyogo.jp
	兵庫県阪神北県民局河川対策室計画課
	担当：竹松、木本
	〒665-8567 宝塚市旭町 2-4-15
	TEL：0797-83-3180（直通）
	FAX：0797-86-4329
	E-mail：takarazukadoboku@pref.hyogo.jp